

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県教育委員会  
委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。				(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。		
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決		
決裁権者	代決権者			決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者	第3順位者		第1順位者	第2順位者
教育長	当該事務を担当する教育次長	他の教育次長	主管の総括課長（高校改革推進室にあっては高校改革推進室長（室長が不在のときは、高校改革推進監）、全国スポーツ・レクリエーション祭推進室にあっては全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長（室長が不在のときは、全国スポーツ・レクリエーション祭推進監））	教育長	主管の室長又は総括課長	
教育次長	他の教育次長	主管の総括課		室長	当該事務を担当	当該事務を担当する特命課長

		長（高校改革推進室にあつては高校改革推進室長（室長が不在のときは、高校改革推進監）、全国スポーツ・レクリエーション祭推進室にあつては全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長（室長が不在のときは、全国スポーツ・レクリエーション祭推進監））			当する特命参事	
室長	高校改革推進監				当該事務を担当する担当課長又は特命課長	
	全国スポーツ・レクリエーション祭推進監					
総括課長	担当課長（管理予算担当課長、人事給与担当課長、厚生福利担当課長、小中学校人事担当課長、県立学校人事担当課長、学校企画担当課長、義務教育担当課長、高校教育担当課長、特別支援教育担当課長、財務管理担当課長、技術助成担当	総括課長があるかじめ指定する職員			当該事務を担当する特命参事	当該事務を担当する特命課長
					当該事務を担当する担当課長又は特命課長	

	課長、文化担当 課長、文化財・ 世界遺産担当 課長及び施設 ・生涯スポーツ 担当課長をい う。以下同じ。 )		
	総括課長があ らかじめ指定 する職員		
高校改革 推進監	高校改革推進 監があらかじ め指定する職 員		
全国スポ ーツ・レク リエーシ ョン祭推 進監	全国スポーツ・ レクリエーシ ョン祭推進監 補佐		
担当課長	総括課長があ らかじめ指定 する職員		

(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
教育事務 所	所長	次長	盛岡教育事務所 にあつては、主管 の課長（総務課に あつては、所長が あらかじめ指定 する職員）
総合教育 センター	所長	当該事務を担当 する次長	他の次長
[略]			
図書館	館長	副館長	主管の課長（総務 課にあつては、館

	総括課長があ らかじめ指定 する職員		
特命参事	特命課長		
	室長又は総括 課長があらか じめ指定する 職員		
担当課長 又は特命 課長	室長又は総括 課長があらか じめ指定する 職員		

(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
教育事務 所	所長	主管の課長	
総合教育 センター	所長	主管の部長	所長があらかじ め指定する職員
[略]			
図書館	館長	副館長	館長があらかじ め指定する職員

			長があらかじめ指定する職員)
博物館	館長	部長	
	部長	館長があらかじめ指定する職員	
美術館	館長	副館長	
	副館長	館長があらかじめ指定する職員	
埋蔵文化財センター	[略]		

(教育次長専決事項)

第6条 教育次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長の職務を代理する担当課長の順位に関すること。
- (2) 室長、総括課長、小中学校人事担当課長、県立学校人事担当課長及び文化財・世界遺産担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 室長、総括課長、小中学校人事担当課長、県立学校人事担当課長及び文化財・世界遺産担当課長の休暇に関すること。
- (4) 室長、総括課長、高校改革推進監、全国スポーツ・レクリエーション祭推進監、小中学校人事担当課長、県立学校人事担当課長及び文化財・世界遺産担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 主任主査相当職の職員及び学校職員並びに指導主事、管理主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事の任免に関すること。
- (6) 担当課長相当職以上の職員並びに校長及び教頭の病氣休職に関すること。
- (7) 特設公署又は準特設公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものを除く。）に関すること。
- (8) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。

(室長共通専決事項)

第6条の2 本庁の室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- 。
- (1) 室の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 高校改革推進監及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

博物館及び美術館	館長	館長があらかじめ指定する職員	
埋蔵文化財センター	[略]		

(教育企画室長専決事項)

第6条 教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 総括課長の休暇に関すること。
- (3) 総括課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 高校改革推進監及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監の休暇その他の服務に関すること。

(総括課長共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 課の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 担当課長(小中学校人事担当課長、県立学校人事担当課長及び文化財・世界遺産担当課長を除く。以下この項において同じ。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(6) 担当課長の休暇その他の服務並びに所属職員の服務(休暇を除く。)に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

2 前項に定めるもののほか、総務課総括課長、生涯学習文化課総括課長及びスポーツ健康課総括課長は、担当課長の担当事務に属さない事項で、次条各号に掲げるものを専決することができる。

3 高校改革推進監及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監は、第1項第2号、第3号及び第7号から第11号まで並びに次条第1号、第2号及び第5号から第15号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 高校改革推進監が指定する職員及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2) 高校改革推進監が指定する職員及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐の超過勤務命令及び休日勤務命

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室又は課の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 室長又は総括課長の職務を代理する担当課長の順位に関すること。

(5) 担当課長、特命参事及び特命課長(以下第6号及び第7号において「担当課長等」という。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 担当課長等の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(7) 担当課長等の休暇及び所属職員の服務(休暇を除く。)に関すること。

(8) 担当課長(企画担当課長、予算財務担当課長、学校施設担当課長、学校企画担当課長、高校改革担当課長、文化財・世界遺産担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校人事担当課長を除く。)及び特命課長の服務(前3号に掲げる事項を除く。)に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

2 前項に定めるもののほか、総括課長は、直接事務を担当する場合に限り、次条各号に掲げる事項を専決することができる。

令に関すること。

(3) 高校改革推進監が指定する職員及び全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐の休暇その他の服務並びに所属職員の服務（休暇を除く。）に関すること。

(担当課長共通専決事項)

第7条の2 本庁の担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課の担当事務の実施に関すること。
- (2) [略]
- (3) 総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関すること。
- (5)～(15) [略]

(全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐専決事項)

第7条の3 全国スポーツ・レクリエーション祭推進監補佐は、全国スポーツ・レクリエーション祭推進監の個別専決事項のうち、軽易又は定例的な事項で全国スポーツ・レクリエーション祭推進監があらかじめ指定したもの及び次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 配置職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 配置職員の休暇に関すること。
- (3) 配置職員に対する被服の貸与に関すること。
- (4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (5) 軽易な事実の証明に関すること。

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 総括課長又は高校改革推進監が指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）は、前条第4号及び第5号並びに次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]

3 特命参事は、当該事務を担当する特命課長が置かれていない場合にあつては第1項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第4号から第8号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）及び次条に定める事項を、当該事務を担当する特命課長が置かれている場合にあつては第1項に定める事項を専決することができる。

(担当課長等共通専決事項)

第7条の2 担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 室又は課の担当事務の実施に関すること。
- (2) [略]
- (3) 室長又は総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 室長又は総括課長が指定する職員の休暇に関すること。
- (5)～(15) [略]

(室長等指定職員専決事項)

第7条の3 本庁の室長又は総括課長が指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申

<p>(総務課の総括課長等の専決事項)</p>	<p>請等に関すること。</p> <p>(5) 軽易な事実の証明に関すること。</p> <p>(教育企画室の担当課長等の専決事項)</p>
<p>第7条の5 総務課の分掌事務について、総括課長及び管理予算</p>	<p>第8条 教育企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長</p>
<p>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>
<p>総括課長専決事項</p>	<p>企画担当課長専決事項</p>
<p>(1) 公益法人の定款又は寄附行為の変更(目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可又は承認に関すること(教育事務所の所掌に属するものを除く。)</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>管理予算担当課長専決事項</p>	<p>総務担当課長専決事項</p>
<p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(1)～(6) [略]</p>
<p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>	<p>(7) 公益法人の定款又は寄附行為の変更(目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可又は承認に関すること(教育事務所の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p>
<p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>	<p>学校施設担当課長専決事項</p> <p>(1) 県立学校に係る公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(2) 県立学校に係る公立学校建物実態調査に関すること。</p> <p>(3) 県立学校に係る設備関係台帳の作成の指導に関すること。</p> <p>(4) 教育財産(県立幼稚園に係るものを除く。)の使用許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(5) 教育財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。</p> <p>(6) 市町村立小中学校に係る公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(7) 市町村立小中学校に係る公立学校建物実態調査に関すること。</p> <p>(8) 市町村立小中学校に係る設備関係台帳の作成の指導に関すること。</p>
	<p>特命課長専決事項</p>

(1) 施設の整備に係る技術的指導に関すること。

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第8条 教職員課の分掌事務について、総括課長、人事給与担当

課長、厚生福利担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校

人事担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 教育職員免許状の授与に関すること。
- (2) 主査相当職以下の職員（指導主事、管理主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。）及び学校職員（校長、教頭及び主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関すること。
- (3) 職員（担当課長相当職以上の職員を除く。）及び学校職員（校長及び教頭を除く。）の病気休職に関すること。
- (4) 育児休業任期付教育職員の任免に関すること。
- (5) 再任用職員の任免に関すること。
- (6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。
- (7) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関すること。
- (8) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関すること。
- (9) 一般研修（委託研修を除く。）の実施に関すること。
- (10) 叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関すること。
- (11) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務（学級編制の同意を除く。）に関すること。

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関すること。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。
- (4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校（県立幼稚園を除く。）の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。
- (5) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員（病休補充及び休

職補充の事務職員に限る。)の任免に関すること。

(6) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関すること。

(7) 職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業の承認に関すること(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(8) 職員及び学校職員の昇給、昇格及び復職時等における給料月額調整等に関すること。

(9) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。

(10) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

#### 厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

#### 小中学校人事担当課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

(2) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員(病休補充及び職補充に係る事務職員以外の教育職員に限る。)の任免に関すること。

(3) 県立幼稚園の臨時的任用職員の任免に関すること。

(4) 県立幼稚園の職員の育児休業の承認に関すること。

#### 県立学校人事担当課長専決事項

(1) 県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等を除く。)の配置に関すること。

(2) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関すること。

(3) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業の承認に関すること(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものを除く。)

(学校教育課の総括課長等の専決事項)

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育課の分掌事務について、総括課長、学校企画担当課長、義務教育担当課長、高校教育担当課長及び特別支援教育担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

#### 総括課長専決事項

#### 室長専決事項

(1) [略]

(1) [略]

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく事務(設置廃止等の認可を除く。)に関すること。

(3) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。

(4) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

(5) [略]

(6) [略]

学校企画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

義務教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

高校教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

特別支援教育担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(学校財務課の総括課長等の専決事項)

第10条 学校財務課の分掌事務について、総括課長、財務管理担

当課長及び技術助成担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 教育財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(2) 教育財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

財務管理担当課長専決事項

(1) 県立学校に係る公立学校施設台帳に関すること。

(2) 県立学校に係る公立学校建物実態調査に関すること。

(3) 県立学校に係る設備関係台帳の作成の指導に関すること。

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における教育財産の使用許可又は貸付けに関すること。

技術助成担当課長専決事項

(1) 市町村立小中学校に係る公立学校施設台帳に関すること。

(2) 市町村立小中学校に係る公立学校建物実態調査に関すること。

(3) 市町村立小中学校に係る設備関係台帳の作成の指導に

(2) [略]

(3) [略]

学校企画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく事務（設置廃止等の認可を除く。）に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。

(6) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

義務教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

高校教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

特別支援教育担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

<p>関すること。</p> <p>(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)</p>	<p>(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)</p>
<p>第11条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、文化担当課長及び文化財・世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>文化担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>美術館に係る休館日以外の臨時の休館、休館日における臨時の開館並びに開館時間及び入館時間の臨時の変更の承認に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>文化財・世界遺産担当課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>博物館に係る休館日以外の臨時の休館、休館日における臨時の開館並びに開館時間及び入館時間の臨時の変更の承認に関すること。</u></p> <p>(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)</p>	<p>第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>文化担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>文化財・世界遺産担当課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)</p>
<p>第12条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び施設・生涯スポーツ担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>学校保健及び学校給食に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(3) <u>県立学校の児童及び生徒並びに県立幼稚園の園児の保健管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校給食用物資の需給計画に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>学校における食育に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>施設・生涯スポーツ担当課長専決事項</p> <p>(1) <u>社会体育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) <u>スポーツ・レクリエーション指導者の養成に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>生涯スポーツの専門的事項に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>施設・学校健康担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p>

(3) スポーツ・レクリエーション指導者の養成に関すること

。

(4) [略]

(2) [略]

(3) 学校保健及び学校給食に関し指導及び助言を与えること。

(4) 県立学校の児童及び生徒並びに県立幼稚園の園児の保健管理に関すること。

(5) 学校給食用物資の需給計画に関すること。

(6) 学校における食育に関し指導及び助言を与えること。

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。）及び学校職員（校長、教頭及び主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関すること。

(2) 職員及び学校職員の病気休職に関すること。

(3) 育児休業任期付教育職員の任免に関すること。

(4) 再任用職員の任免に関すること。

(5) 技能職員等の任免及び分限に関すること。

(6) 一般研修（委託研修を除く。）の実施に関すること。

(7) 叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関すること。

(8) 教育職員免許状の授与に関すること。

(9) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関すること。

(10) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関すること。

(11) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。

(12) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務（学級編制の同意を除く。）に関すること。

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会

訓令第7号)第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事(軽易なもので所属長が承認したものを除く。)の承認に関すること。

(4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る。)の配置に関すること。

(5) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員(病休補充及び休職補充の事務職員に限る。)の任免に関すること。

(6) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関すること。

(7) 職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業の承認に関すること(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(8) 職員及び学校職員の昇給、昇格及び復職時等における給料月額調整等に関すること。

(9) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。

(10) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

#### 厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

#### 小中学校人事担当課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

(2) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員(病休補充及び休職補充に係る事務職員以外の教育職員に限る。)の任免に関すること。

(3) 県立幼稚園の臨時的任用職員の任免に関すること。

(4) 県立幼稚園の職員の育児休業の承認に関すること。

#### 県立学校人事担当課長専決事項

(1) 県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等を除く。)の配置に関すること。

(2) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関すること。

(3) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業の承認に関すること(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものを除く。)

(教育事務所長の専決事項)

(教育事務所長の専決事項)

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 課、係又は班の分掌事務を定めること。  
 (2)～(23) [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、盛岡教育事務所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 県立幼稚園の園則の制定又は変更の承認及び届の受理に関すること。  
(2) 県立幼稚園の学期の変更の届に関すること。  
(3) 県立幼稚園の休業日に関する届及び報告の処理に関すること。  
 (4) [略]  
 (5) [略]  
 (6) [略]  
 (7) [略]  
 (8) [略]  
 (9) [略]

(10) [略]  
 (学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。次条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部、課、係、班又は室の分掌事務を定めること。  
 (2)～(16) [略]

(教育事務所次長等共通専決事項)

第15条 教育事務所次長、総合教育センター次長、生涯学習推進センター生涯学習部長、図書館副館長及び埋蔵文化財センター副所長は、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。

(博物館長等の専決事項)

第16条 博物館長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 博物館長等（博物館長及び博物館学芸部長をいう。以下

(1) 課の分掌事務を定めること。  
 (2)～(23) [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、盛岡教育事務所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]  
 (2) [略]  
 (3) [略]  
 (4) [略]  
 (5) [略]  
 (6) [略]  
(7) 県立幼稚園の園則の制定又は変更の承認及び届の受理に関すること。  
(8) 県立幼稚園の学期の変更の届に関すること。  
(9) 県立幼稚園の休業日に関する届及び報告の処理に関すること。  
(10) 県立幼稚園の教育財産の使用許可又は貸付けに関すること。  
 (11) [略]  
 (学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。次条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部、係、班又は室の分掌事務を定めること。  
 (2)～(16) [略]

2 博物館長及び美術館長は、前項各号に掲げる事項のうち、第2号から第5号まで、第11号、第12号及び第14号から第16号までに掲げる事項を専決することができる。

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。

同じ。)の旅行命令及び復命書の受理並びに所属職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(2) 博物館長等の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 博物館長等の休暇その他の服務に関すること。

(4) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること。

(5) 行政文書の開示の決定に関すること。

(6) 個人情報の開示、訂正及び削除の決定に関すること。

(7) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

2 博物館学芸部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 班の分掌事務を定めること。

(2) 所属職員の事務分担を定めること。

(3) 所属職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所属職員の休暇その他の服務に関すること。

(6) 所属職員に対する被服の貸与に関すること。

(7) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

(美術館長等の専決事項)

第16条の2 美術館長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 美術館長等(美術館長及び美術館副館長をいう。以下同じ。)の旅行命令及び復命書の受理並びに所属職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(2) 美術館長等の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 美術館長等の休暇その他の服務に関すること。

(4) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること。

(5) 行政文書の開示の決定に関すること。

(6) 個人情報の開示、訂正及び削除の決定に関すること。

(7) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

2 美術館副館長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 班の分掌事務を定めること。

(2) 所属職員の事務分担を定めること。

(3) 所属職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所属職員の休暇その他の服務に関すること。

(6) 所属職員に対する被服の貸与に関すること。

(7) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

<p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) 青少年の家及び<u>野外活動センター</u>に係る次の事項に関すること。</p> <p>ア 使用の許可</p> <p>イ <u>使用の許可</u>の取消し若しくは効力の停止又は行為の中止、原状の回復若しくは退去の命令</p>	<p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第16条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) 青少年の家に係る次の事項に関すること。</p> <p>ア <u>児童等の団体宿泊訓練に係る使用の許可</u></p> <p>イ <u>アに規定する許可</u>の取消し若しくは効力の停止又は行為の中止、原状の回復若しくは退去の命令</p> <p>(2) <u>青少年の家及び野外活動センターに係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。